

令和元年度 歯科口腔保健に関する施策の実施状況報告

目 次

I . はじめに	P. 1
II . 神戸市歯科口腔保健推進条例に基づく推進体制	P. 2
III . 神戸市歯科口腔保健推進検討会（第7条）	P. 2
IV . 神戸市歯科口腔保健推進懇話会（第9条）	P. 4
V . 「こうべ歯と口の健康づくりプラン（第2次）」の取り組み状況	P. 6
ライフステージに着目した施策の展開（第7条）	P. 6
1 . すべてのライフステージにおける取り組み	P. 6
2 . 妊娠期	P. 7
3 . 乳幼児期（0～5歳）	P. 8
4 . 学齢期（6～17歳）	P. 10
5 . 若年期（18～39歳）	P. 12
6 . 壮年期（40～64歳）	P. 13
7 . 高齢期（65歳以上）	P. 16
分野別にみた施策の展開（第7条）	P. 18
1 . 障害者への歯科保健医療対策	P. 18
2 . 地域包括ケアに向けた取り組み	P. 19
3 . 救急医療対策（歯科）	P. 21
4 . がん対策（口腔がん）	P. 22
5 . 周術期（手術前後）などの取り組み	P. 23
6 . 災害時における歯科保健医療対策	P. 24
計画の指標	P. 25
VI . 神戸市歯科口腔保健推進条例	P. 26

I . はじめに

「神戸市歯科口腔保健推進条例（平成28年11月8日施行）」第11条に基づき、令和元年度の本市の歯科口腔保健に関する施策の実施状況について報告する。

II. 神戸市歯科口腔保健推進条例に基づく推進体制

条例に基づき、学識経験者や歯科医療等関係者から成る「神戸市歯科口腔保健推進検討会（第7条）」および保健医療等関係者や市民代表なども加えた「神戸市歯科口腔保健推進懇話会（第9条）」を開催し、歯科口腔保健の推進のために協議を行っている。

平成29年度より口腔保健支援センターを設置して推進体制を強化するとともに、平成30年4月に「こうべ歯と口の健康づくりプラン（第2次）（平成30年度～5年間）」を策定した。

令和元年度（平成31年度）は、「神戸市歯科口腔保健推進検討会」および「神戸市歯科口腔保健推進懇話会」を各1回開催し、様々なご意見を頂きながら歯科口腔保健を推進した。

III. 神戸市歯科口腔保健推進検討会（第7条）

神戸市歯科医師会役員、区歯科医師会会長をはじめとする歯科医療等関係者の参加のもと、地域での取り組みや課題、今後の対策などについて議論を行う。

神戸市歯科口腔保健推進検討会 委員名簿

◎ 会長 (選出分野別 敬称略) 令和元年7月1日現在

所 属	氏 名
学識経験者 ◎ 神戸常盤大学 特命教授 ときわ病院 歯科口腔外科部長	足立 了平
神戸市歯科医師会 会長 専務理事 常務理事 常務理事 常務理事 理事	安井 仁司
	杉村 智行
	宮本 学
	坪田 照彦
	高見 敏昭
	山本 哲也
病院歯科 神戸市立医療センター中央市民病院 歯科・歯科口腔外科 部長	竹信 俊彦
各区歯科医師会 東灘区歯科医師会 会長 灘区歯科医師会 会長 中央区歯科医師会 会長 兵庫区歯科医師会 会長 北区歯科医師会 会長 長田区歯科医師会 会長 須磨区歯科医師会 会長 垂水区歯科医師会 会長 西区歯科医師会 会長	岩本 正人
	片野 清
	三代 知史
	中谷 昌弘
	西尾 嘉高
	中塚 要
	百瀬 深志
	田口 雅史
	薩摩 佳秀
兵庫県歯科技工士会 会長	山口 陽司
兵庫県歯科衛生士会 会長 副会長	高橋 千鶴
	岩崎 小百合

開催日程

- ① 令和元年7月10日（水）
- ② 令和2年3月16日（月） 新型コロナウイルス感染症対応のため中止

主な議題と意見

① 「こうべ歯と口の健康づくりプラン（第2次）」の取り組み状況について

- ・今年度から開始した障害者診療対応歯科医院は、利用者へ紹介をしているのか。
- ・成人歯科健診の低い区では外国人が多いが、問診票などの多言語対応をしているのか。

② オーラルフレイル対策事業について

- ・オーラルフレイル該当者が7割とは驚きだ。口腔乾燥該当者が約半数と高いのはなぜか。
- ・オーラルフレイルチェックは、兵庫県歯科衛生士会所属の口腔機能管理や摂食嚥下等の認定歯科衛生士が担当した。
- ・薬局でのフレイルチェックで口腔機能低下の場合、歯科医院へ受診勧奨しているのか。
- ・「フレイル」をもっと市民に認知してもらう対策が必要である。

③ 歯科口腔保健推進関連会議スケジュール（予定）について

④ 市民の健康と暮らしに関する調査について

- ・自分の歯の数が少ない区では、人口あたりの歯科診療所の数が少ないのではないか。
- ・3歳児歯科健診結果の自治体比較では、神戸市のむし歯の割合は、他都市に比較して、過去10年間で減少していない。

⑤ 口腔がん検診について

- ・開業歯科医が口腔がんを見逃さないことが重要。会員（歯科医師）向けに研修会を実施している。

⑥ 訪問口腔ケアについて

- ・区による実績の差が非常に大きい。訪問歯科診療から訪問口腔ケアにつなぐため、区による差が生じる。各地区で、歯科医師と歯科衛生士との顔の見える関係が必要。
- ・ケアマネジャーと実質的な連携ができるシステムが必要。

⑦ その他、情報交換等

- ・歯科保健施策を企画立案・実行するため、口腔保健支援センターに優秀な歯科専門職が必要。
- ・学校で配布するフッ化物のリーフレットの進捗状況はどうか。

IV. 神戸市歯科口腔保健推進懇話会（第9条）

歯科医療等関係者、保健医療等関係者、および市民代表などの参加のもと、神戸市の歯科口腔保健に関する重要事項について議論を行う。

神戸市歯科口腔保健推進懇話会 委員名簿

◎ 会長 （選出分野別50音順 敬称略） 令和元年7月26日現在

	氏名	所属等
学識経験者	足立 了平	神戸常盤大学 特命教授 ときわ病院 歯科口腔外科部長
	◎ 天野 敦雄	大阪大学大学院 歯学研究科長 予防歯科学講座 教授
	伊藤 篤	甲南女子大学 人間科学部総合子ども学科 教授
	田守 義和	神戸大学大学院医学研究科 地域社会医学・健康科学講座 健康創造都市推進分野 特命教授
	土居 貴士	大阪歯科大学 口腔衛生学講座 講師
歯科医療等 関係者	高橋 千鶴	兵庫県歯科衛生士会 会長
	竹信 俊彦	神戸市立医療センター中央市民病院 歯科・歯科口腔外科 部長
	広瀬 武久	兵庫県歯科医師会 専務
	百瀬 深志	神戸市歯科医師会 副会長
	安井 仁司	神戸市歯科医師会 会長
保健医療等 関係者	伊藤 清彦	神戸市薬剤師会 会長
	置塩 隆	神戸市医師会 会長
	榊 由美子	兵庫県栄養士会 会長
	成田 康子	兵庫県看護協会 会長
	西 昂	神戸市民間病院協会 会長
市民代表等	板倉 美穂	ネットモニター公募委員
	大辻 正忠	神戸市老人クラブ連合会 理事長

開催日程 令和元年7月26日（金）

主な議題と意見

① 「こうべ歯と口の健康づくりプラン（第2次）」の取り組み状況について

- ・アメリカでは水道水にフッ化物が入っているので、むし歯に関しては健康格差がない。
- ・1歳6か月児、3歳児歯科健診での「乳歯の早期脱落」の項目を追加したので、低ホスファターゼ症の早期発見に役立つ。
- ・障害者対応歯科医療機関として、市内114 歯科医院が手を挙げており、簡単な治療やメンテナンスを行い、こうべ市歯科センターとの連携を考えている。
- ・在宅や施設での口腔ケアに関する介護保険利用実績が伸びていない。主治医意見書の

口腔ケアのチェック項目があるが、ケアマネジャーに伝わっていない。

- ・主治医意見書の口腔のチェック項目は、以前はなかったが、医師会でも再度、周知したい。
- ・大学生の無料歯科健診を、神戸市で看護大学や外国語大学などで実施してほしい。
- ・高校生向きのパンフレットを兵庫県歯科衛生士会が作成したので、今後、普及啓発していく。

② オーラルフレイル対策事業について

- ・口に自信のある方が受診したと思われるが、オーラルフレイル該当者が約7割（口腔機能低下者が約8割）とは意外に多い。
- ・歯科医院で実施する場合は、オーラルフレイル「チェック」ではなくオーラルフレイル「検診」ではないか。
- ・垂水区老人クラブでは、「介護予防・健康づくり活動」として、30年度にまず研修を実施して、48名のリーダーを養成した。中でも「オーラルフレイル」は重要なウエイトを占めており、後半は、リーダーを中心に啓発活動を行い、地域で438名が受講した。

③ 歯科口腔保健推進関連会議スケジュール（予定）について

④ 市民の健康とくらしに関する調査について

- ・日本人の歯は、60歳代で減少し始めるが、神戸市民は、50歳代で減少している。

⑤ 口腔がん検診について

- ・778名中30名が要精密検査。29名に紹介状を渡し、1名に口腔がんが疑われた。
- ・口腔がんは、他部位のがんに比べてステージ4で発見される場合が多いため、市民への啓発と、歯科医院での早期発見が重要。病診連携をより推進する必要がある。

⑥ 訪問口腔ケアについて

- ・日本歯科衛生士会の在宅療養指導、口腔機能管理認定歯科衛生士が神戸市内に10名おり、いつでも訪問口腔ケアに対応可能である。区の実績のばらつきは、どうなのか？
- ・東灘で多いが、市歯科医師会でも啓発や人材の発掘に努めたい。
- ・兵庫県栄養士会では、30年度にシニアのフレイル対策として、地域で研修会を実施した。飲み込みが悪いと誤嚥性肺炎につながる。かみ合わせが悪いと、低栄養につながるため、今後、歯科と連携して支援していきたい。

⑦ 小学校でのむし歯予防のためのフッ化物の啓発ちらしについて

- ・小学校1年生の保護者を対象にフッ化物啓発ちらしを配布予定。ポスターは小学校に1枚ずつ配布予定。
- ・小学校の全保護者に配布をして啓発をすればよい。
- ・こどもが保育園の時は音楽に合わせて、フッ素のうがいを実施していた。小学校ではしないのか。
- ・小学校では授業のスケジュールや教員の多忙化もあり、学校が主体になってフッ化物洗口を実施するのが難しい。

⑧ その他、情報交換等

- ・訪問歯科診療・口腔ケアのちらしを医療・介護施設に送って啓発したい。

V. 「こうべ歯と口の健康づくりプラン（第2次）」の取り組み状況

ライフステージに着目した施策の展開（第7条）

1. すべてのライフステージにおける取り組み

（1）令和元年度の実績

「こうべ歯と口の健康づくりプラン（第2次）」に基づき、歯科口腔保健の啓発を実施。

- ① **明石海峡大橋の「いい歯の日」パールホワイトライトアップ（11月8日）** **新規**
神戸市歯科口腔保健推進条例策定3周年を記念して、「いい歯の日」にあわせて、明石海峡大橋を白い歯をイメージしたパールホワイト色にライトアップして啓発。
- ② **MOSAIC 大観覧車のイルミネーション、KOBE ライトアップ DAY（11月8日）**
いい歯の日に、神戸市内を白くライトアップするとともに、MOSAIC 大観覧車にて、「11月8日はいい歯の日。かかりつけ歯科医で受診を。」と啓発。
- ③ **神戸医療産業都市における取り組み**
 - ◆ **第7回ヘルスケア健康セミナーの開催（4月7日）** **新規**
「元気の要は頭・口・足の健康から」と題して、オーラルフレイル予防について講演を実施（参加190人）。
 - ◆ **くちビルディング選手権 in 078KOBE（4月28日）** **新規**
グッドネイバーズカンパニーと協働で、口の機能に着目した哺乳ビンを使ったゲームを実施。
- ④ **オーラルフレイルの啓発**
各区での健康イベントやポスター（11月掲示）にて、滑舌低下、食べこぼし、かめない食品の増加など、口の機能が低下した状態を「オーラルフレイル」ということ、放置するとフレイルや要介護につながるため早期発見が重要であることを啓発。
- ⑤ **中央図書館での歯科口腔保健啓発（6月18日～30日）**
「いつまでも歯を大切にしたい！～歯と口の健康展～」をテーマに、歯と口の健康に関する図書の展示、ポスター掲示等にて啓発。
- ⑥ **歯と口の健康パネル展**
 - ◆ **みなと神戸ギャラリー展示（11月1日～15日）**
 - ◆ **花時計ギャラリー よい歯の日パネル展（4月18日～24日）、歯と口の健康週間パネル展（6月4日～12日）、いい歯の日パネル展（11月14日～20日）**
- ⑦ **人材育成**
在野の歯科衛生士を育成し（登録者数38人）、地域に派遣しライフステージに応じた歯科健康教育を実施。市民が自ら、むし歯や歯周病予防に取り組むことを支援。
兵庫県歯科衛生士会主催の「復職支援講習会」の周知について協力。

（2）令和2年度の取り組み

引き続き、広報紙KOBE等での歯科口腔保健啓発を実施予定。

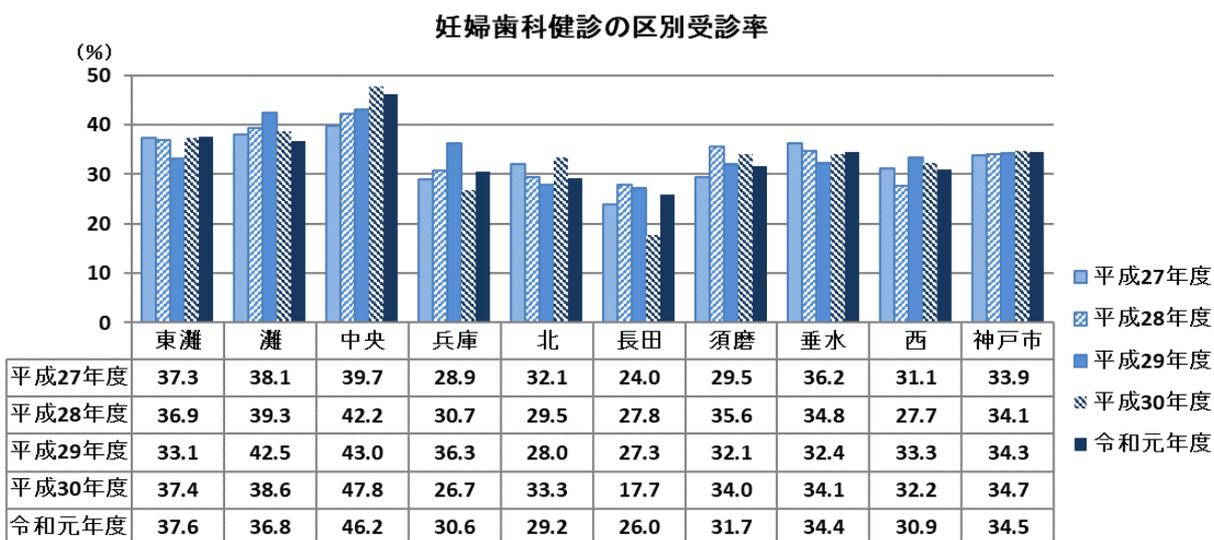
2. 妊娠期

目標：生まれてくる赤ちゃんのため、両親が自分の歯と口の健康を守る

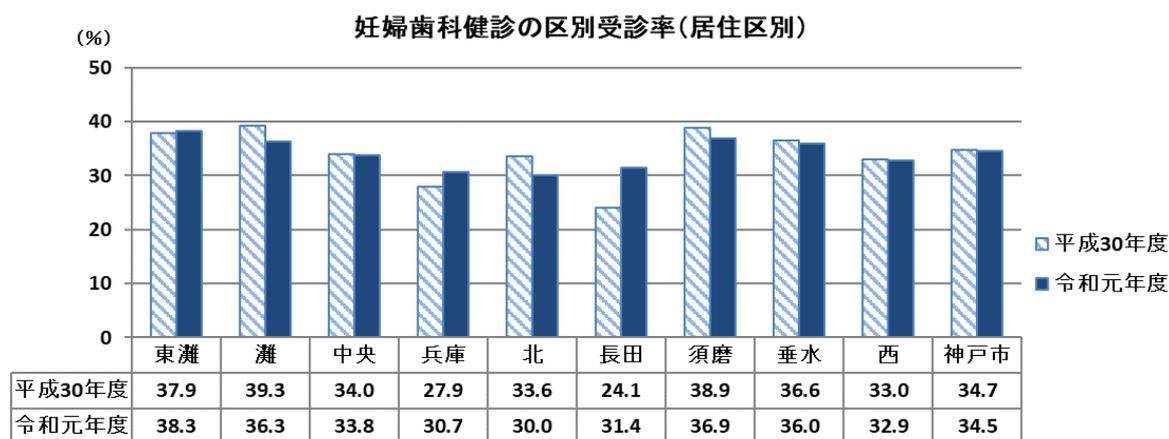
(1) 令和元年度の実績

① 妊婦歯科健診

令和元年度の妊婦歯科健診受診者は、3,886人/11,273人（受診率34.5%）。



別受診率：歯科医療機関の所在区別の受診者数/居住区別の母子健康手帳交付数 神戸市保健事業概要



別受診率：居住区別の受診者数/居住区別の母子健康手帳交付数 神戸市保健事業概要

② こうべ子育て応援メールの配信

妊婦や子育て世代を対象に、妊娠中の健康管理やこどもの成長過程、定期健診情報、妊娠・子育て生活のアドバイス等の情報をタイムリーに配信する「こうべ子育て応援メール」の中で、妊婦歯科健診を啓発。

(2) 令和2年度の取り組み

母子健康手帳交付時に妊婦歯科健診の受診勧奨を引き続き実施するとともに、妊婦や子育て世代を対象に、引き続き情報提供を実施。

3. 乳幼児期（0～5歳）

目標：こどもの歯を守り、かむ・話すなど口の機能を育てる

1) 家庭、地域における取り組み

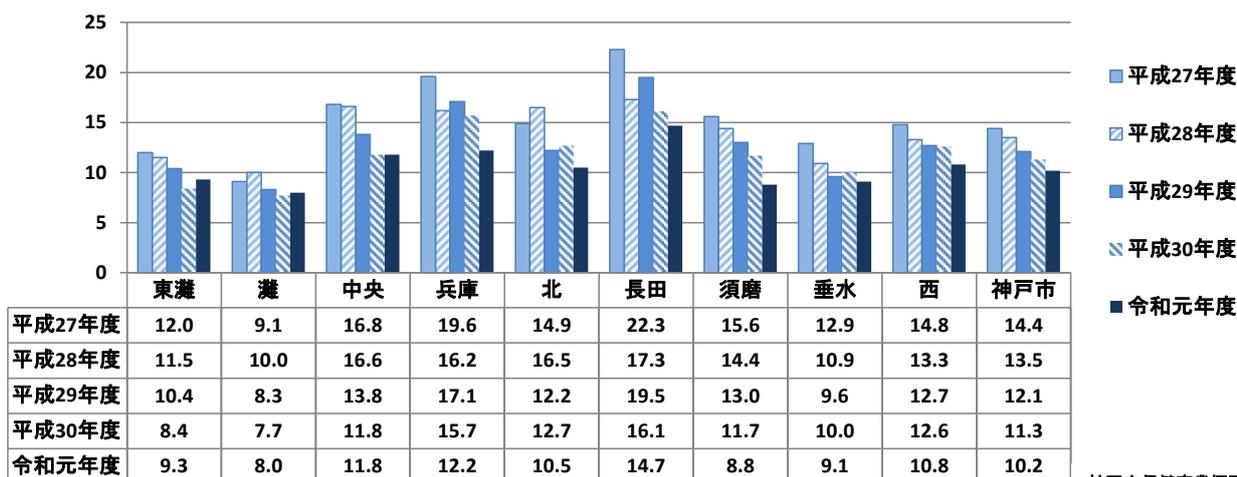
(1) 令和元年度の実績

① 3歳児歯科健診

歯科健診や歯科保健指導を通じて、むし歯予防や口腔機能の健全な育成を促進。

- ・むし歯有病者率 10.2% (30年度 11.3%)
- ・一人平均むし歯数 0.31本 (30年度 0.36本)
- ・むし歯をもつ児における一人平均むし歯数 3.1本 (30年度 3.2本)
- ・咬みあわせの異常の割合 23.9% (30年度 22.1%)

区別にみたむし歯をもつ児の割合
(3歳児歯科健診結果)



神戸市保健事業概要

② フッ化物塗布（1歳6か月児および3歳児歯科健診時に実施）

むし歯を予防するには、フッ化物を利用して歯質を強化することが効果的であるため、1歳6か月児・3歳児歯科健診時に、希望者に有料でフッ化物塗布を実施。

- ・1歳6か月児：7,639人／9,808人（77.9%）
- ・3歳児：6,312人／10,596人（59.6%）

③ 2歳児むし歯予防教室

幼児期のむし歯予防のため、保護者の要望に応じた個別指導を実施。

④ 地域における歯科健康教育

児童館や子育て支援サークルなどで、むし歯予防などの健康教育を実施。

児童館すこやかクラブ：130か所 3,225人、子育て支援サークル：89か所 2,234人

(2) 令和2年度の取り組み

引き続き、乳幼児健診や希望者へのフッ化物塗布とともに歯科健康教育を実施。

2) 保育所（園）、幼稚園、認定こども園における取り組み

(1) 令和元年度の実績

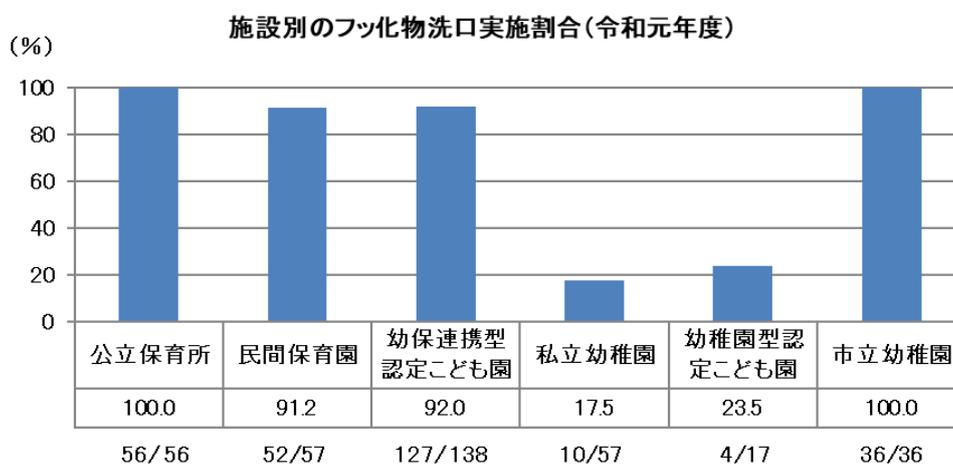
① 歯科検診

保育所（園）、幼稚園等において歯科検診を実施するとともに、必要に応じて受診勧奨を実施。

受診者数：公立保育所 5,325 人、民間保育園・幼保連携型認定こども園 18,764 人、市立幼稚園 1,419 人

② フッ化物洗口の実施

むし歯予防を目的として、保育所（園）、幼稚園に通う 4 歳、5 歳児クラスの希望者を対象に、フッ化物洗口を実施（285 施設、14,519 人）。



フッ化物洗口の実施状況 (令和元年度)				実施施設のみでの割合		
	対象施設数 *	実施施設数	実施施設割合	(A)4・5歳児入所児童数 (人)	(B)フッ化物洗口希望者数 (人)	B / A
公立保育所	56	56	100.0%	2,429	2,379	97.9%
民間保育園	57	52	91.2%	2,047	2,020	98.7%
幼保連携型認定こども園	138	127	92.0%	7,484	7,260	97.0%
私立幼稚園	57	10	17.5%	744	689	92.6%
幼稚園型認定こども園	17	4	23.5%	787	759	96.4%
市立幼稚園	36	36	100.0%	1,501	1,412	94.1%
合計	361	285	78.9%	14,992	14,519	96.8%

* 対象施設数：4 歳、5 歳児が在籍している施設数のみ

(2) 令和2年度の取り組み

引き続き、歯科検診については実施するものの、例年実施していた職員向け研修会については新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度は中止することとした。そのため、各施設あてにフッ化物洗口について理解を深め、安全に実施するための、研修資料を配布する。

4. 学齢期（6～17歳）

目標：むし歯を予防し、歯と口の健康づくりの基礎をつくる

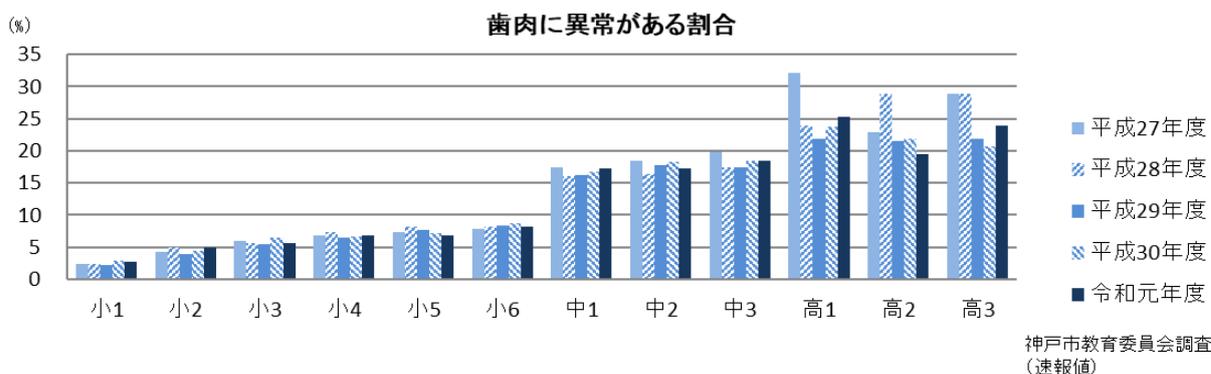
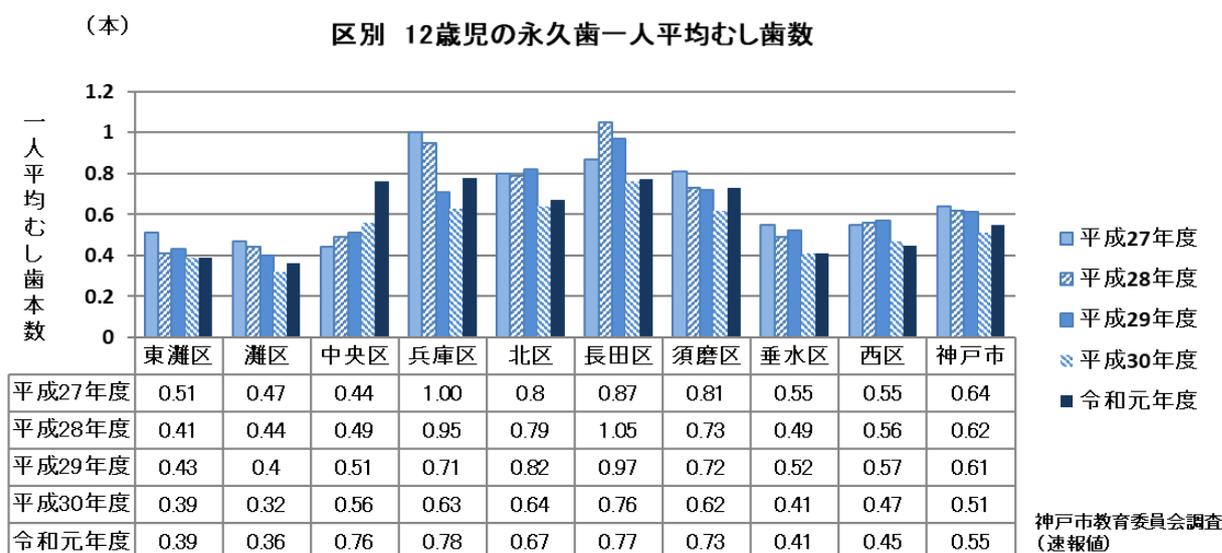
（1）令和元年度の実績

① 定期健康診断における歯科検診の実施

歯科検診結果に基づき、適切な予防処置、治療勧告や個別指導などの事後措置を実施。

受診者数：小学校 74,298 人、中学校 32,405 人、高等学校 6,913 人、特別支援学校 968 人

12歳児一人平均むし歯数：0.55本（30年度0.51本）



② 学校保健委員会*の中で学校歯科保健をテーマに実施

学校保健委員会において歯と口の健康づくりをテーマにするなど、学校・家庭・地域が連携して学校歯科保健に取り組むよう働きかけた。

実施数：小学校 11校（163校中）、中学校 3校（84校中）

*学校保健委員会：学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するための組織。校長、養護教諭・栄養教諭・学校栄養職員などの教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者代表、児童生徒、地域の保健関係機関の代表などを主な委員とし、保健主事が中心となって運営。

③ 学校歯科保健研修会の開催（10月10日）

「こどもたちはどんな矯正装置を使っているか」をテーマに開催。矯正をしているために少なからずストレスを抱えて学校生活を送っているこどもたちの理解や、簡単なトラブルシューティングについて、教職員が研修を実施。（179人参加）

④ よい歯の表彰式の開催（1月16日）

歯科口腔保健の取り組みについて優良な学校および児童を表彰することにより、歯科口腔保健意識の向上を図った。

優秀校園表彰 82校園、個人表彰（小学6年生）168人

⑤ 歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクールの開催、学校給食だよりでの啓発

・図画・ポスターコンクールを実施。入選者49人

・学校給食だよりの6月・10月号に、歯と口の健康づくりに関する啓発記事を掲載。

⑥ フッ化物啓発ポスターおよびちらしの作成

新規

「こうべ歯と口の健康づくりプラン(第2次)」では、ライフステージに応じた歯科口腔保健を推進しており、特に科学的根拠に基づく施策としてむし歯予防のためのフッ化物の利用を奨励している。

令和元年11月8日の「いい歯の日」にちなみ、全市立小学校にポスターを配布するとともに、市立小学校全1年生の保護者へちらしの配布を行った。また、市内の歯科医院や薬局へポスターを配布して、市民への啓発の協力を頂いた。



フッ化物啓発ポスター

(2) 令和2年度の取り組み

学校園においても新型コロナウイルス感染症による臨時休業が継続し、学校経営に多大な影響を及ぼしているが、学校での歯科検診、学校保健委員会、学校歯科保健研修会、よい歯の表彰、ポスターコンクールなどをできる範囲内で実施していくことにより、むし歯や歯周病の予防、食育の視点も踏まえた啓発などを行い、生涯における歯と口の健康づくりを推進していく。

また、小学校におけるフッ化物洗口のモデル実施も、今後の新型コロナウイルス感染症の状況をみながら検討する。

新規

5. 若年期（18～39歳）

目標：歯と口の健康づくり習慣を確立し、歯周病を予防する

（1）令和元年度の実績

① 歯周病検診

35歳と41歳以上の方を対象に、各区役所等で歯周病検診を実施。

（41歳以上の受診者164人）

② 妊婦歯科健診（再掲）

歯周病等の検査および保健指導を実施。

③ 大学生無料歯科健診の実施 ※

区歯科医師会が実施主体となり、地域の歯科医院で受診可能な大学生無料歯科健診を実施（5区全体で253人受診）。

北区歯科医師会は「大学生のための健康チェック」を50名に実施。

④ 成人お祝いの会における歯科啓発（令和2年1月13日）

「令和2年 神戸市成人お祝いの会」の会場であるノエビアスタジアム神戸の大型映像装置において、「かかりつけ歯科医をもとう」動画を放映して新成人へ啓発。

（2）令和2年度の取り組み

新型コロナウイルス感染症の影響により、大学生無料歯科健診は実施しない。

妊婦歯科健診は引き続き実施。

（参考）

※大学生無料歯科健診については、

平成22年度から灘区歯科医師会が開始。

平成26年度から東灘区歯科医師会が開始（灘区と合同）。

平成26年度から北区歯科医師会が開始。

平成28年度から中央区歯科医師会が開始（灘区、東灘区と合同）。

平成29年度から須磨区歯科医師会が開始。

平成30年度から垂水区歯科医師会が開始。

6. 壮年期 (40～64 歳)

目標：歯の喪失を防止するため、歯周病を予防し、よくかんで健康増進

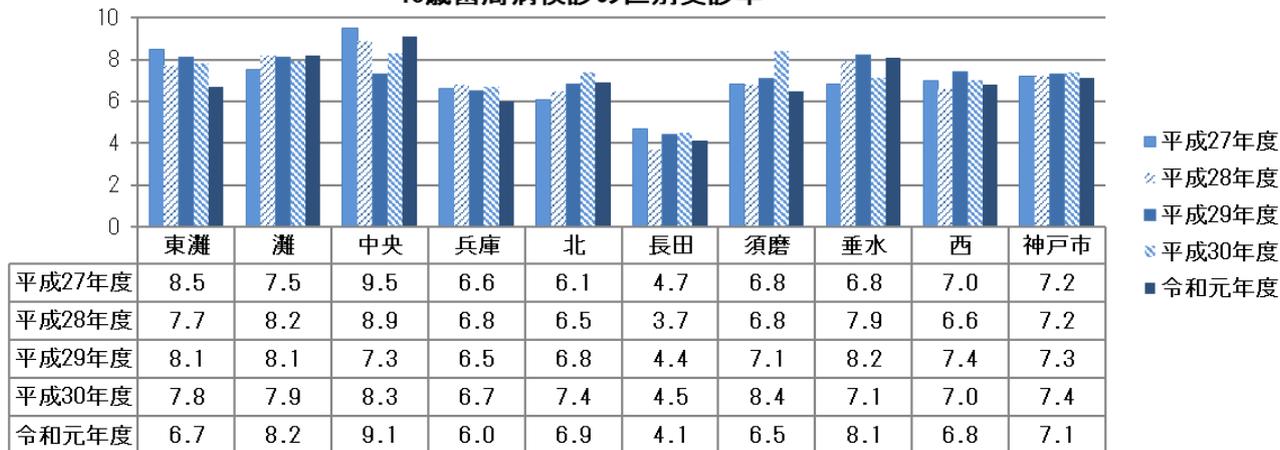
(1) 令和元年度の実績

① 歯周病検診

40・50歳の節目年齢を対象に、身近な歯科医療機関で受診できるよう歯周病検診を実施。

- ・40歳歯周病検診の受診者数：1,356人／18,993人（受診率：7.1%）
- ・50歳歯周病検診の受診者数：1,758人／23,341人（受診率：7.5%）
- ・直営歯周病検診の受診者数：164人（35歳と41歳以上）区役所等で受診が可能。

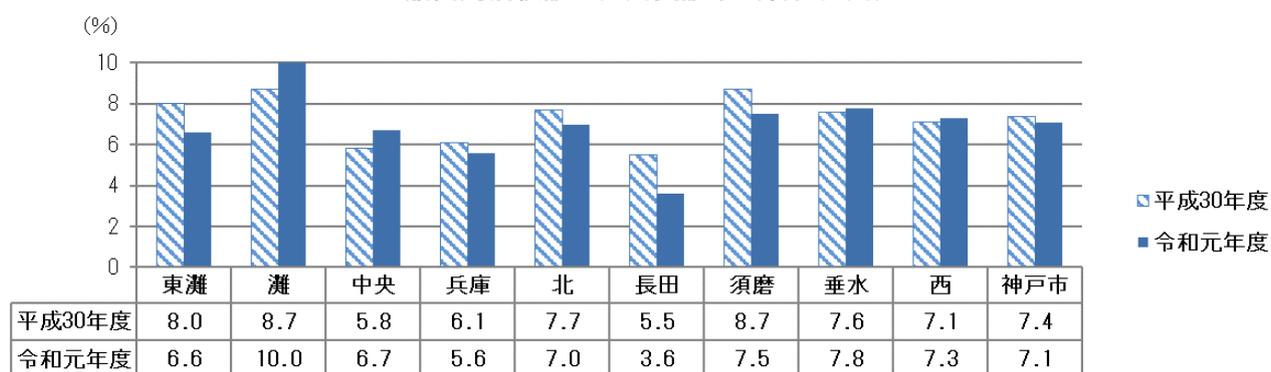
40歳歯周病検診の別受診率



別受診率: 歯科医療機関の所在区別の受診者数/ 居住区別の発送数

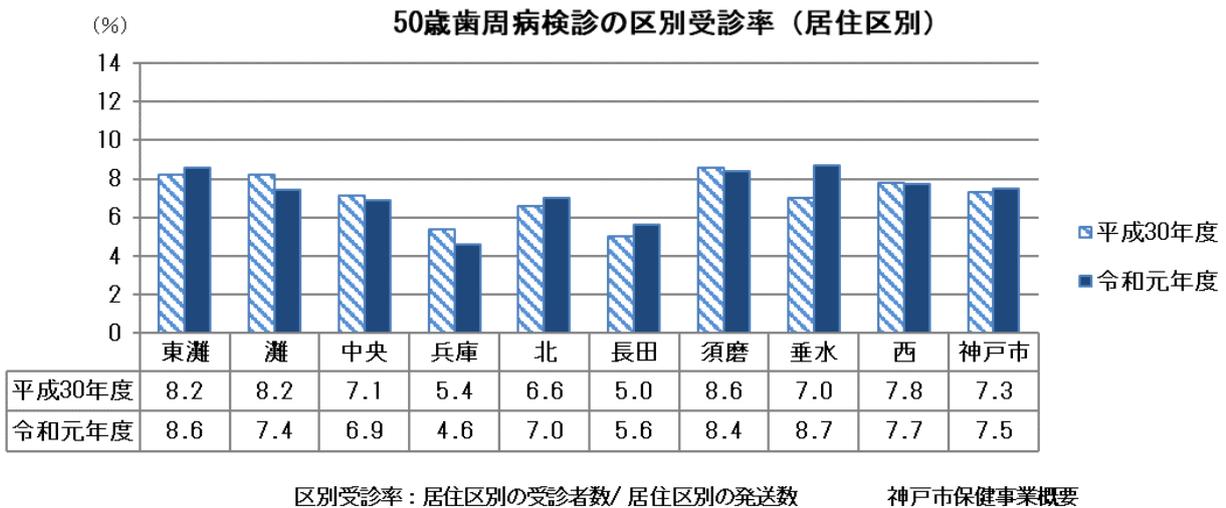
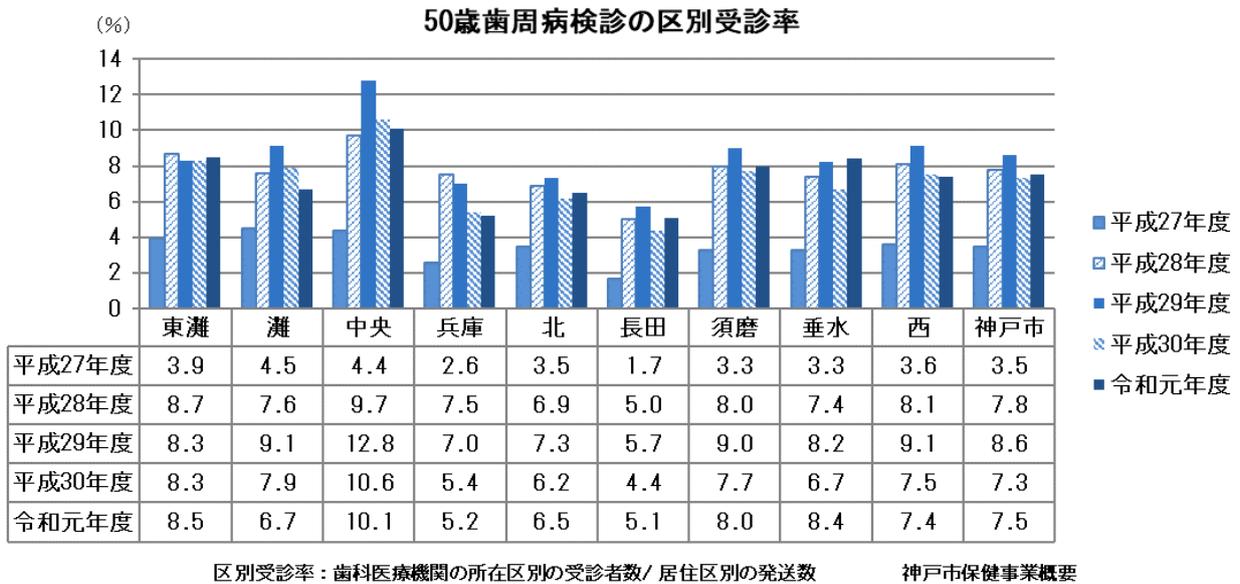
神戸市保健事業概要

40歳歯周病検診の別受診率（居住区別）



別受診率: 居住区別の受診者数/ 居住区別の発送数

神戸市保健事業概要

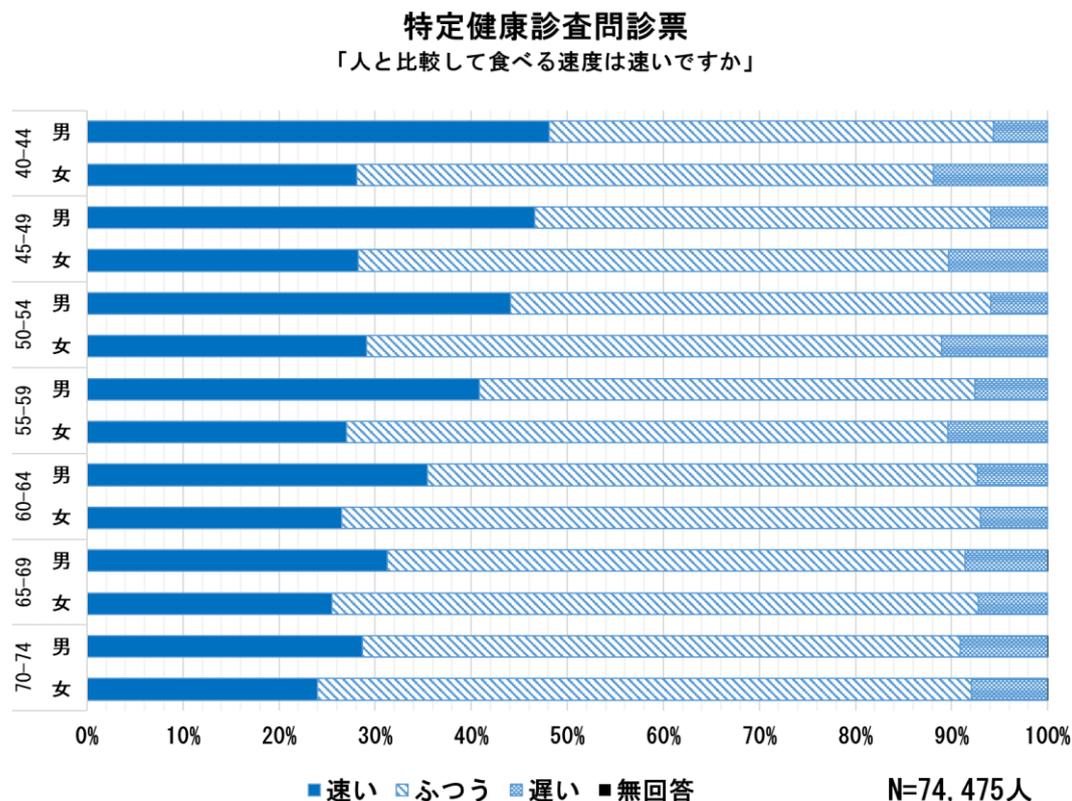


② 歯周病検診の受診勧奨（広報紙KOBÉ4月号、2月号）

検診制度を紹介する「神戸けんしんガイド」を作成し、歯周病検診について啓発。

③ 特定健診・特定保健指導

平成 30 年度に特定健診問診票の変更があり、咀嚼状況を確認。



(2) 令和2年度の取り組み

歯周病検診の対象年齢を拡大し、40歳、50歳に加えて60歳でも実施する。**新規**
引き続き、特定健診の問診項目により生活習慣について気づきを促す。

7. 高齢期（65歳以上）

目標：歯の喪失を防止し、口の中を清潔にして、口から食べて活力維持

（1）令和元年度の実績

① 総合事業での口腔機能の向上プログラム

地域拠点型一般介護予防事業に歯科衛生士を派遣し、口腔機能向上の重要性を啓発。口腔の健康を保つための講座や体操など、延べ233回実施。

平成30年10月より開始したフレイル改善通所サービス（対象：要支援1・2、事業対象者）では、教室に歯科衛生士が定期的に出向き、口腔機能向上の講話を実施。市内12か所にて、個人の状態に応じたアドバイスやプログラムを提供。また、フレイル予防支援事業（対象：65歳以上の方）では、フレイル予防など、口腔機能向上の重要性を啓発。

② 後期高齢者（75歳）歯科健診の実施

歯・歯肉の状態や口腔機能等をチェックし、歯と口の健康を保つことにより全身の健康づくりをめざして、口腔機能低下の予防と肺炎等の疾病予防を目的とした健診を実施。受診者数 1,044人/17,921人（受診率：5.8%）

③ フレイルチェックの実施

加齢による心身の活力の低下で介護に移行しやすい状態や、咀嚼、嚥下などの口腔機能の低下を早期に発見し、生活習慣を見直す機会を提供するフレイルチェックを実施。

令和元年度は、65歳および前年度にフレイルチェックを受けた66歳の国保加入者を対象に、特定健診集団健診会場と薬局（令和2年3月末：市内363か所）において実施（65歳661人、66歳127人）。その他、市内イベント会場において実施（743人）。合計1,531人

④ 市民によるフレイルチェックの実施

口腔機能の低下を含む11項目の質問紙である簡易チェックシート（イレブンチェック）に加えて、滑舌（パタカテスト）や噛む力等を測定する（深堀りチェック）ことによって、市民自身の早めの気づきと、市民フレイルサポーター自身の活躍の場の提供を行う。

令和元年度は、市民フレイルサポーターを31名養成（計61名）。フレイルチェック会を6回実施し、計118人が参加。

⑤ オーラルフレイル対策

滑舌の悪さ、食べこぼし、わずかなむせ、噛めない食品が増えるなど、口のまわりのささいな衰えに早期に気づき改善することで、フレイル予防、健康長寿につなげることを目的に「オーラルフレイル対策」を実施。

市民を対象とした啓発イベント（15回、1,326人）および歯科医師・歯科衛生士を対象とした研修会（5回、173人）を実施。



オーラルフレイル啓発イベント

オーラルフレイルチェック実証事業として、平成 30 年度に薬局等でフレイルチェックを受けた 65 歳と 66 歳の市民を対象に、機器を使った口腔機能の評価（咀嚼能力や嚥下機能等）を行い、必要に応じて保健指導等を実施した（12 回、290 人）。さらに、その結果について分析を行った。**新規**

⑥ 広報啓発

しあわせの村だより 4 月・5 月号、1 月・2 月号にて後期高齢者（75 歳）歯科健診の受診を勧奨。

（2）令和 2 年度の取り組み

総合事業での口腔機能向上プログラム、フレイルチェックなどを引き続き実施。

オーラルフレイル対策では、令和元年度のオーラルフレイルチェック実証事業の分析結果をもとに、地域のかかりつけ歯科医にてオーラルフレイルチェックを受けることができるよう準備をすすめる。

後期高齢者（75 歳）歯科健診では、国が示したマニュアルに沿って、口腔機能低下に関するスクリーニング項目を追加。**新規**

「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和 2 年 4 月 1 日に施行されたため、今後、後期高齢者に対する保健事業と、介護予防事業を一体的に実施していく。**新規**

分野別にみた施策の展開（第7条）

1. 障害者への歯科保健医療対策

（1）令和元年度の実績

神戸市歯科医師会が指定管理者として運営する「市立こうべ市歯科センター」において、障害者、高齢者など地域の歯科診療所での治療が困難な人を対象に、日帰り全身麻酔や鎮静法などの専門的な医療を実施。

令和元年度 こうべ市歯科センター受診者数

	心身障害者	有病者※	重度嘔吐反射	歯科診療恐怖症	非協力小児	その他	合計
受診者(人)	4,658	249	141	95	304	135	5,582
構成比(%)	83.4	4.5	2.5	1.7	5.4	2.4	100

※歯科以外の他科の疾患を併せ持つ人 こうべ市歯科センター調べ

令和元年度 こうべ市歯科センター利用満足度アンケート調査

回答者数：119名
(令和2年1月20日～1月24日、歯科センター利用者および付き添いの方等)
結果：大変よかった60%、よかった36%、よくない0%、どちらともいえない1%、
無回答3%

神戸市歯科医師会調べ

① 訪問歯科保健指導・訪問歯科健康診査および研修会

障害者施設への訪問歯科保健指導や訪問歯科健康診査および障害者歯科に関する歯科医療研修会を開催。

- ・障害者施設への訪問歯科保健指導の実績 4施設12回
- ・障害者施設への訪問歯科健康診査の実績 4施設8回

② 障がい者歯科診療対応歯科医院

神戸市歯科医師会が会員に対し、地域で障害者の歯科診療ができる歯科医院を募集し、市内115歯科医院を「障がい者歯科診療対応歯科医院」としてホームページ等で紹介。

（2）令和2年度の取り組み

引き続き「市立こうべ市歯科センター」を運営するとともに、これまでの障害者施設の歯科保健指導や歯科健康診査および障害者歯科に関する歯科医療研修会に加え、障がい者歯科診療対応歯科医院に対しても研修会を開催。

2. 地域包括ケアに向けた取り組み

(1) 令和元年度の実績

① 口腔ケア研修会の開催支援

神戸市介護サービス協会および神戸市歯科医師会が実施する介護関係者を対象とした研修会の開催を支援。

② 地域ケア会議および神戸市介護保険専門分科会による相互連携体制の構築

あんしんすこやかセンター主体の地域ケア会議（247回のうち、歯科医師会参加は58回）と、区主体の地域ケア会議を開催し（全区に歯科医師会が参加）、地域において多職種のネットワーク（歯科医師を含めた）構築や、地域課題等について意見交換を実施。また、医療・介護関係者や行政で構成する「神戸市介護保険専門分科会」において、地域ケア会議での検討内容を報告。

③ 地域包括ケア推進部会の各区での多職種連携の推進

「地域包括ケア推進部会」（歯科医師含む医療・介護関係者で構成）および「介護予防」「医療介護連携」「服薬管理」「看取り支援」の4専門部会を開催。令和元年度からは、上記4つの専門部会に加え「多職種連携による口腔機能管理に関する専門部会」を新たに設置。医療介護サポートセンター（10か所）において、歯科医師を含めた多職種連携会議や事例検討会を合計223回開催。

④ 訪問歯科診療・訪問口腔ケア事業

神戸市歯科医師会の歯科保健推進室を窓口、兵庫県歯科衛生士会の協力により、歯科衛生士による訪問口腔ケア事業を実施。歯科医師・歯科衛生士の資質向上のために、年1回の研修を実施。

訪問歯科診療受付状況（令和元年度）

	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	合計
人数（人）	16	6	11	4	14	10	49	14	21	145

神戸市歯科医師会調べ

訪問口腔ケア事業実施状況（令和元年度）

	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	合計
延べ回数（回）	592	52	21	1	58	8	75	60	3	870

神戸市歯科医師会調べ

⑤ 「多職種連携による口腔機能管理に関する専門部会」の設置

新規

口腔の健康が全身の健康に大きく影響することや、フレイルの前段階にオーラルフレイルがあることが認知されるなど、口腔への関心が高まっている。口腔機能管理の重要性について多職種が共通理解を深め、スムーズに連携することにより、必要な方に口腔機能管理を実施して、健康寿命の延伸をめざすことを目的として専門部会を設置。

第1回専門部会を令和元年11月27日に開催し、多職種連携による口腔機能管理に関する現状と課題について、意見交換を行った。退院時カンファレンスでの歯科専門職の参加やアセスメントの共通認識の必要性などの多くの報告があり、市民への啓発や多職種間での合同研修の必要性など多くの意見があった。

第2回専門部会を令和2年3月16日に開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止となった。

(参考)

※在宅・施設での口腔ケアに関する介護保険利用実績（令和元年度平均）

歯科医師や歯科衛生士による口腔ケア（居宅療養管理指導）を受けている要介護認定者は3,377人であり、要介護認定者90,708人（令和元年9月末現在）の3.7%。

※高齢者施設での口腔機能管理の取り組みに関する介護保険利用実績（令和元年度平均）

歯科医師や歯科衛生士が介護職員に対して、口腔ケアにかかる技術的助言・指導を月1回以上行っている施設は、183か所のうち74.8%（137か所）。歯科医師等による個別の口腔機能維持管理指導を受けている人は8.1%（884人／10,892人）。

(2) 令和2年度の取り組み

口腔ケア研修会の開催支援、地域ケア会議による相互連携体制の構築、各区での多職種連携の推進および訪問歯科診療・訪問口腔ケア事業などを引き続き実施。

多職種連携による口腔機能管理に関する専門部会では、口腔機能管理の課題の整理や口腔機能改善や口腔ケアを必要とする患者像の共有および多職種連携にあたって、歯科医院、ケアマネジャー側の問題点の把握のためのアンケート項目の検討を進める予定。

3. 救急医療対策（歯科）

（1）令和元年度の実績

救急医療対策の一環として、神戸市歯科医師会附属歯科診療所において、休日の歯科救急医療を実施。

所在地：中央区三宮町2-11-1 センタープラザ西館5階

設置運営：公益社団法人 神戸市歯科医師会

診療時間：休日（日曜、祝日、振替休日、年末年始[12/29～1/3]）の10時～15時

受診者数：1,376人（一日平均 18.1人）

令和元年度 休日歯科診療所実績 症状別（複数該当あり）

症状	かむと痛い	はれた	むし歯	詰め物・冠がはずれた、入れ歯が壊れた	歯周疾患	外傷	歯がしみる、ずきずき痛い	その他	合計
人数（人）	353	283	482	308	201	121	92	55	1,895
構成比（%）	18.6	14.9	25.4	16.3	10.6	6.4	4.9	2.9	100

神戸市歯科医師会調べ

（2）令和2年度の取り組み

歯科医師会や歯科衛生士会などの医療関係者、行政が協力して、休日歯科診療所を引き続き運営。

4. がん対策（口腔がん）

（1）令和元年度の実績

① 口腔がん検診の実施

神戸市歯科医師会が附属歯科診療所（センタープラザ西館5階）において、神戸市立医療センター中央市民病院（以下、中央市民病院）に所属する日本口腔外科学会専門医による口腔がん検診を月4回実施。

口腔がん検診の実績（令和元年度）

実施回数 （回）	受診者数 （人）	検診結果		異常なしの内 要歯科受診	※紹介状
		異常なし	要精検		
48	788	772	16	155	10

※紹介状：
要精検および
要歯科受診者
へ渡した数

神戸市歯科医師会調べ

② 広報啓発

神戸市歯科医師会が口腔がん検診のちらしを作成し、関係機関へ配布し、口腔がん検診の啓発を実施。

神戸市歯科医師会において口腔がん検診研修会を開催し、歯科医師を対象に「口腔粘膜疾患と口腔癌の診断」という演題で、神戸大学大学院医学研究科外科系講座口腔外科学分野の名誉教授による講演を実施（10月19日）。

（2）令和2年度の取り組み

引き続き、口腔がん検診を実施するとともに、ポスター・ちらしなどによる市民への啓発を実施。

5. 周術期（手術前後）などの取り組み

(1) 令和元年度の実績

① 医科歯科連携の推進

「神戸市がん対策推進条例」に基づき設置した「神戸市がん対策推進懇話会」において、周術期の口腔機能管理と医科歯科連携について関係者との情報共有を実施。

中央市民病院では、平成31年4月より、医科歯科連携モデルとして、周術期口腔機能管理について、原則として直接、医科から地域の登録歯科医療機関に依頼するように変更し、1,872件の紹介を行った。**新規**

西神戸医療センターでは、西区・垂水区・須磨区歯科医師会と定期的な連携会議を開催するとともに、周術期口腔機能管理に関する講演会・症例検討会を開催し、地域連携を推進。歯科医師会では「協力歯科医院リスト」の更新を行い、随時、中央市民病院に提供。また、中央区歯科医師会では、歯科のない病院との医科歯科連携を実施。

市内のがん拠点病院（国指定）での周術期口腔機能管理の実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
神戸大学医学部 附属病院	1,320件、延べ 4,378件	1,338件、延べ 3,323件	1,091件、延べ 2,376件
中央市民病院	557件、延べ 1,598件	671件、延べ 1,947件	234件、延べ 468件
西神戸医療センター	219件、延べ 527件	308件、延べ 592件	341件、延べ 441件

② 広報啓発

歯科医師会において、周術期口腔機能管理の重要性についてポスターを作成し、神戸市医師会、神戸市薬剤師会へ依頼し、市内の診療所・薬局での掲示を行い、市民への啓発を実施。

(2) 令和2年度の取り組み

① 医科歯科連携の推進

中央市民病院では、医科歯科連携による手術前後の口腔ケアに加え、薬剤（骨吸収抑制剤や抗がん剤）を投与する内科的治療前の口腔状態スクリーニング検査依頼も継続的に取り組んでいく。

西神戸医療センターでは、地域の3区歯科医師会と定期的に連携会議を行い、引き続き周術期口腔機能管理の推進について情報交換を実施。また、周術期口腔機能管理に関する講演会・症例検討会も引き続き実施。

6. 災害時における歯科保健医療対策

(1) 令和元年度の実績

① 広報啓発

誤嚥性肺炎による震災関連死を防ぐため、平常時より口腔ケアに関する啓発を実施。

◆危機管理センターでの啓発（常時展示）

神戸市危機管理センター1階防災展示室において、災害時の口腔ケアの必要性について啓発。

◆「もしもの時も暮らしはつづく」手帳の活用

災害時の口腔ケアの必要性について、神戸市ホームページ（防災）への掲載や、イベント等の機会を通じて配布、啓発。

◆長田区災害医療フォーラム

西日本豪雨などの災害時支援における医療活動報告や、長田区民の防災や発災時の備えに関する意識啓発を、長田区三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）、区および地域の関係者ととも実施（2月15日）。

(2) 令和2年度の取り組み

危機管理センター防災展示室、神戸市ホームページ（防災）などにおいて、引き続き、広報啓発を実施。

<参考>

防災関連機関等との応援協定

- ① 神戸市歯科医師会と神戸市との間で、「災害時における応急歯科医療および口腔ケアの協力に関する協定（平成24年10月）」を締結し、災害時の歯科救護活動について、それぞれの役割分担を明確化。
- ② 生活協同組合コープこうべと締結している「緊急時における生活物資確保に関する協定」の中の緊急時に必要とされる品目として、歯ブラシを追加（平成24年10月）。
- ③ 学校法人玉田学園（神戸常盤大学短期大学部）と神戸市との間で、災害時における要援護者実態調査への専門職等の派遣、並びに福祉避難所のための場所の提供および管理運営に係る協力について「災害時における要援護者支援に関する協定」を締結（平成27年5月）。
- ④ 兵庫県栄養士会と神戸市との間で、災害時における被災者への栄養・食生活支援を迅速に行い、避難所生活での健康および栄養状態の悪化を防ぐため、「災害時における栄養・食生活支援に関する神戸市と公益社団法人兵庫県栄養士会との協定」を締結（平成29年3月）。

計画の指標

こうべ歯と口の健康づくりプラン（第2次）の現状および国の目標値

すべてのライフステージにおける指標			神戸市				国
			策定時	データソース	現状値	データソース	令和4年度目標値
過去1年間に歯科健診を受診した者の割合	20歳以上	63.0%	H28神戸市ネットモニターアンケート（18歳以上）	59.4%	H30市民の健康とくらしに関するアンケート調査（20～64歳）	65%	
フッ化物洗口を実施する施設数		282施設 14,436人	H28 ども家庭局教育委員会調査	285施設 14,519人	R元 ども家庭局教育委員会調査	—	
咀嚼良好者（一口30回以上よくかむ）の増加	18歳以上	25.9%	H26 食育アンケート	39.5%	H30市民の健康とくらしに関するアンケート調査（20～64歳）	—	
たばこと歯周病の関係について知っている人の割合		46.8%	H28 県健康づくり実態調査	—	—	—	
ライフステージごとの指標			神戸市				国
			策定時	データソース	現状値	データソース	令和4年度目標値
妊娠期	妊婦歯科健康診査の受診率	妊婦	34.1%	H28 妊婦歯科健康診査	34.5%	R元 妊婦歯科健康診査	—
	進行した歯周炎を有する人の割合を減らす	妊婦	38.7%	H28 妊婦歯科健康診査	48.6%	R元 妊婦歯科健康診査	—
乳幼児期	むし歯のない者の割合の増加	3歳児	86.5%	H28 3歳児健康診査	89.8%	R元 3歳児健康診査	90% （令和5年）
	不正咬合等が認められる者の割合の減少	3歳児	23.5%	H28 3歳児健康診査	23.9%	R元 3歳児健康診査	10%
学齢期	むし歯のない者の割合の増加	6歳児	60.6%	H28 学校保健統計	64.2%	R元 学校保健統計（速報値）	—
		12歳児	70.0%	H28 学校保健統計	71.0%	R元 学校保健統計（速報値）	65%
	1人平均むし歯数	12歳児	0.62本	H28 学校保健統計	0.55本	R元 学校保健統計（速報値）	—
	歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少	中3	17.5%	H28 学校保健統計	18.4%	R元 学校保健統計（速報値）	20% （中学生・高校生）
高3		28.9%	H28 学校保健統計	23.9%	R元 学校保健統計（速報値）		
若年期	歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少	18歳～20歳代	26.3%	H28 神戸市ネットモニターアンケート	26.3%	H28 神戸市ネットモニターアンケート	25% （20歳代）
壮年期	進行した歯周炎を有する人の割合を減らす	40歳	40.3%	H28 40歳歯周疾患検診	48.1%	R元 40歳歯周病検診	25% （40歳代）
		50歳	46.3%	H28 50歳歯周疾患検診	57.7%	R元 50歳歯周病検診	45% （60歳代）
	未処置を有する者の割合の減少	40歳	41.6%	H28 40歳歯周疾患検診	38.0%	R元 40歳歯周病検診	10%
		50歳	37.9%	H28 50歳歯周疾患検診	33.7%	R元 50歳歯周病検診	10% （60歳）
	喪失歯のない者の割合の増加	40歳	81.1%	H28 40歳歯周疾患検診	—	—	75%
		50歳	—	—	—	—	—
	24歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	60歳	62.5%	H28 神戸市ネットモニターアンケート（60歳代）	78.5%	H30市民の健康とくらしに関するアンケート調査（60～64歳）	80%
高齢期	咀嚼良好者の増加	65歳～69歳	77.3%	H28 高齢者一般調査	80.3%	R元 高齢者一般調査	80% （60歳代）
			54.9%	H28 在宅高齢者実態調査	56.6%	R元 在宅高齢者実態調査	
	20歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	75歳～84歳	48.7%	H28 高齢者一般調査	52.8%	R元 高齢者一般調査	60% （80歳）
			32.5%	H28 在宅高齢者実態調査	34.8%	R元 在宅高齢者実態調査	
定期的に歯科健診、歯科医療を受けることが困難な者における指標			神戸市				国
			策定時	データソース	現状値	データソース	令和4年度目標値
障害者	障害者入所施設での定期的な歯科健診実施率増加	69.2%	H29 県調査	—	—	90%	
要介護高齢者	高齢者入所施設での定期的な歯科健診実施率の増加	33.3%	H29 県調査	—	—	50%	

神戸市歯科口腔保健推進条例

市民が生涯にわたって質の高い生活を送るために、歯と口腔^{くわう}の健康を保持することは大変重要である。また、歯周病と全身疾患との関連が指摘されるなど、歯と口腔の健康は、全身の健康を保持する上で、基礎的かつ重要な役割を果たしている。

国においては、生涯自分の歯でおいしく食べることができるよう8020運動（80歳で20本以上自分の歯を保つための取組）を進めるとともに、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）を制定し、歯科口腔保健（歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持をいう。以下同じ。）を推進している。本市においても、国の動きを受け、こうべ歯と口の健康づくりプランを策定し、歯科口腔保健を推進している。

市民一人ひとりが歯科疾患の予防に取り組むとともに、誰もが生涯にわたって切れ目なく必要な歯科保健医療を受けることができる環境を整備するため、市及び保健、医療、福祉、教育等の関係者が相互に連携を図りながら、歯科口腔保健に関する取組を更に推進していくことを目的として、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、本市の歯科口腔保健に関する施策を総合的に推進するため、市の責務等を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定め、もって市民の生涯にわたる健康の保持増進を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 歯科口腔保健に関する施策の推進については、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 歯科疾患の予防、早期発見及び早期治療に関し、市民の自発的な取組を促進させるものであること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔機能の状態に応じて、切れ目なく、適切かつ効果的に実施されるものであること。
- (3) 保健、医療、福祉、教育その他の分野における施策との有機的な連携が図られるものであること。

（市の責務）

第3条 市は、前条の基本理念にのっとり、市民の生涯にわたる歯科口腔保健に関する施策を定め、計画的に実施し、及び検証する責務を有する。

（歯科医療等関係者及び保健医療等関係者の責務）

第4条 歯科医療等関係者（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者をいう。以下同じ。）は、市が歯科口腔保健に関する施策を実施するにあたり、市との緊密な連携を図り、歯科口腔保健の推進に努めなければならない。

2 保健医療等関係者（保健、医療、福祉及び教育等に係る業務に従事する者であって、歯科口腔保健に関する業務を行うもの（歯科医療等関係者を除く。）をいう。以下同じ。）は、市及び歯科医療等関係者と連携して、歯科口腔保健の推進に協力するよう努めるものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、歯科口腔保健に関する理解を深め、日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科検診（健康診査及び健康診断を含む。以下同じ。）を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、その雇用する労働者の歯科口腔保健の推進を図るため、当該労働者が定期的に歯科検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けられるよう、職場環境の整備その他の必要な配慮をするよう努めるものとする。

（基本的な事項等）

第7条 市は、歯科口腔保健を推進するため、歯科医療等関係者及び保健医療等関係者との協議のもと、次に掲げる事項を基本とする施策を実施するものとする。

- (1) 歯科口腔保健に関する情報収集及び普及啓発に関すること。
- (2) 歯科検診及び歯科保健指導の実施及び勧奨その他の歯科疾患の予防対策に関すること。
- (3) かかりつけ歯科医の活用の推進に関すること。

(4) 障害者，介護が必要な高齢者その他の歯科口腔保健に特別の配慮を要する者の歯科保健医療体制の確保及び定期的な歯科検診の実施に関すること。

(5) 災害時における歯科保健医療の提供に関すること。

(6) 歯科医療等関係者及び保健医療等関係者の資質の向上に関すること。

(7) 歯科口腔保健に資する先進的な調査研究に対する支援に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか，歯科口腔保健を推進するために必要な事項に関すること。

2 市は，前項の施策を効果的に実施するため，歯科口腔保健を担当する歯科専門人材の確保及び資質の向上に努めなければならない。

(計画の策定)

第8条 市長は，前条第1項の施策を総合的かつ計画的に実施するための計画を策定しなければならない。

2 市長は，前項の計画を策定し，又は変更したときは，速やかにこれを公表しなければならない。

(関係者との協議)

第9条 市長は，前条第1項の計画を策定し，若しくはその進捗管理を行い，又は歯科口腔保健の推進に関する重要事項を定めるに当たり専門的な意見を聴くため，歯科医療等関係者，保健医療等関係者その他の関係者との協議の場を設けるものとする。

(財政上の措置)

第10条 市は，歯科口腔保健に関する施策を推進するため，必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(議会への報告)

第11条 市長は，毎年度，本市の歯科口腔保健に関する施策の実施状況を議会に報告するものとする。

附 則

この条例は，平成28年11月8日から施行する。